

# 保護者の皆様へ（平成30年度施設利用）

<1号認定>

認定こども園を利用する場合は、まず支給認定を受ける必要があります。認定後、園を通じて「認定証」が交付されます。

保育料については子どもの父母等保護者の住民税を基礎として算定します。ただし、保護者の収入が一定基準額に満たない場合（住民税非課税の場合）は、同居の祖父母等直系親族（世帯別も含む）の税額が保育料の算定の基礎となります。

そのため、下記該当書類を認定こども園を通じて市へ提出してください。

- ①施設型給付費(地域型保育給付費)支給認定申請書兼施設利用申込書(両面)
  - ②平成29年度所得課税証明書  
(平成29年1月1日現在、中津市外に住民登録をしていた方(中津市で課税されていない方)のみ提出が必要)  
海外赴任等のため課税されていない方は、平成28年の源泉徴収等海外での収入額がわかる書類を提出してください。
  - ③別居の子どもの健康保険証の写し(扶養者が保護者になっているもの)
  - ④転入に関する誓約書(転入予定者のみ)
- ※ 必要に応じて追加で書類を提出していただくことがあります。

## <注意点>

- 1、税額や世帯員の変更があった場合、さかのぼって保育料を変更する場合があります。
- 2、保育料算定の際の市民税の額については、住宅取得控除・配当控除・外国税控除・国や地方公共団体への寄付金控除・特別減税額控除の適用はしません。
- 3、保育料を決める年齢区分は、平成30年4月1日現在の年齢です。入所後に年齢が変わっても保育料は変わりません。
- 4、結婚・離婚など戸籍の届出、祖父母等との同居、障害手帳の取得、生活保護の開始・廃止が生じたときなど保育料が変更となる場合がありますので、必ず保育施設運営室へご連絡ください。



問合せ先  
中津市役所  
保育施設運営室  
TEL:0979-22-1129(直通)